

名古屋市女性会館（イーブルなごや）における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付（先着順）のご案内

- ◆下記の物件は、受付期間内に、先着順により受け付け、貸付けを行います。
- ◆受付期間：平成31年3月11日（月）から平成31年3月13日（水）まで
- ◆受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く）
- ◆先着順のため、申込済みまたは契約済みの場合もありますのでご了承ください。

この貸付を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの案内によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで申込みをしてください。提出された書類等に記載された情報は、貸付事務のみに使用します。

1 貸付物件

1 自動販売機を設置する施設及び設置場所

物件番号	種類	施設名称	設置場所	設置台数	貸付面積	最低貸付価格(月額)
教育-17	清涼飲料水	女性会館	表玄関横 a	1台	1.50 m ² (幅 1.5m×奥行 1.0m)	450円
教育-18	清涼飲料水	女性会館	表玄関横 b	1台	1.50 m ² (幅 1.5m×奥行 1.0m)	450円

○自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。

○詳しくは物件別特記仕様書をご参照ください。

2 申込資格

1 次のいずれか一つにでも該当する方は、申込みができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

- (5) 指名停止の期間中の者
- (6) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- (8) 過去 3 年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（菓子類又は氷菓）を設置した実績を有しない者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた本貸付契約関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、

契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 自動販売機の設置条件

（共通仕様書及び物件説明書をご参照ください。）

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとし、平成32年4月1日から4年を限度に、1年を単位として更新できます。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。

(3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ機器を設置して下さい。平成31年4月1日から営業開始できなかつた場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 最低貸付料

「1 貸付物件」のとおりです。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を全額納付してください。(単独引込により給電を行うものについてはこの限りではない。)
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件説明書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 設置条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書及び仕様書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

9 物件別特記仕様

別冊物件説明書の物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、施設担当課へお問い合わせください。

4 申込方法

1 受付期間

平成 31 年 3 月 11 日(月)から平成 31 年 3 月 13 日(水)
午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時を除く）

2 提出先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 市役所東庁舎 6 階

※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。

3 必要書類等

(1) 公有財産借受申込書

入札案内書 36、37 ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。個人の場合、実印の必要はありません（シャチハタ印は不可）。法人の場合は必ず代表者印を押印してください。事務担当者票も提出してください。

(2) 〈個人の場合〉 住民票の写し 1 通

〈法人の場合〉 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通

いずれも発行後 1 月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。

(3) 〈法人のみ〉 法人役員等に関する調書

入札案内書 27 ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

(4) 〈個人法人いずれも〉 入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。

(5) 注意事項

平成 31 年 2 月 21 日（木曜日）に実施した一般競争入札に参加された方については、「(1) 公有財産借受申込書」の提出のみで結構です。